							IT (//
改			改	띰	汇	 	
無一 条・ 無一 条 (と)	第一条・第二条	(盤)					
(一契約当たりの通信量等報告)							
第二条の二 基地局を設置して三・九世代携帯電話アクセスサービスを提供する							
電気通信事業者は、様式第二十の二により、三・九世代携帯電話アクセスサー							
ビスに係る一契約当たりの一月に利用された通信量について、毎四半期経過後							
二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。							
○ 前項に規定する電気通信事業者は、様式第二十の三により、三・九世代携帯							
電話アクセスサービスの料金に関する契約状況について、毎四半期経過後二月							
以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。							
	第三条・第四条	(盤)					
第四条の二。電気通信回線設備を設置して携帯電話又はPHSの電気通信役務を							
提供する電気通信事業者は、契約代理業者への支払金(電気通信事業者が当該							
電気通信事業者の電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は							
代理を業として行う者に対して支払う金銭をいう。以下同じ。)の支出状況に							
総務大臣に提出しなければならない。							
	1-01 1 11 1-0 7 11	(+ -)					
	第五条~第九条	(置)					
第十条。電気通信回線設備を設置して携帯電話の電気通信役務を提供する電気通							
信事業者及び基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービス(PHSに							

より総務大王に掲出しなければならない。 にSINコックを解除した数について、毎四半期経過後一月以内に、書面等にロック」という。以下同じ。)を解除することが可能なもの並びに毎四半期内同じ。)を取り付けた場合にのみ移動端末設備が動作する設定(以下「SIN機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。)をいう。以下ための情報を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知行のの情報を記録した電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知件定のSIN対を同じ後務の提供を内容とする契約を締結している者を特定する 時にいるアクセスサービスに係る移動端末設備の種別数、当該種別数のうち様式第三十により、毎四半期内に発売した携帯電話の電気通信役務及び携帯電係のものを除く。以下この条において同じ。)を提供する電気通信事業者は、係るものを除く。以下この条において同じ。)を提供する面気通信事業者は、

(集計結果の公表)

又は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。第十一条 総務大臣は、第二条及び第八条の規定により提出された書面等に記載

(書面等の提出)

長を含む。)を経由して提出することができる。面等は、電気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所第十二条第二条から第八条まで及び第十条の規定により総務大臣に提出する書

(集計結果の公表)

は記録された事項を集計し、定期的にその結果を公表するものとする。第十条 総務大臣は、第二条及び第八条の規定により提出された書面等に記載又

(書面等の提出)

を経由して提出することができる。 気通信事業者の住所を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)第十一条 第二条から第八条までの規定により総務大臣に提出する書面等は、電

様式第1及び様式第2 (略)		1	様式第1及び様式第2 (略)				
様式第3(第2条第1項関係)		1	様式第3(第2条第1項関係)				
第1表			第1表				
電気通信役務	契約等状況報告		電気通信役務契約等状況報告				
都道府県	別契約数		都道府,	見別契約数			
	年 月 日現在			年 月 日現在			
サービスの種類			サービスの種類				
	事業者名			事業者名			
都道府県	契 約 数		都 道 府 県	契 約 数			
合 計			合 計				
参 考 事 項			参 考 事 項				
注 1 ~ 4 (略)		֓֞֞֞֞֞֞֞֞֞֞֞֜֞֞֞֜֞֞֞֞֞֞֞֜֞֞֞֜֞֞֞֞֜֞֜֞֞֞֞֜֞֞֞֡֓֡֓֓֞֜֜֡֡֡֡֡֡֡֡	注 1 ~ 4 (略)				
5 二の契約を一のSIMカードにより提供	共しているサービスがある場合には、「参考事項」		5 二の契約を一のSIMカード <u>(携帯電</u>	活端末等からの電気通信役務を提供する電気通信			
の項に当該契約数のうち一方の合計数を訂	己載すること。		事業者との間で当該役務の提供を内容と	する契約を締結している者を特定するための情報			
			を記録した電磁的記録媒体) により提供し	ているサービスがある場合には、「参考事項」の			
			項に当該契約数のうち一方の合計数を記載	載すること。			
6~10 (略)			6~10 (略)				
第2表 (略)			第2表 (略)				

様式第4~6 (略)

様式第7(第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

プラン別契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 インターネット接続サービス

事業者名

プラン	固定通信向け		移動通信向け	
従 量 制	()	())
定額制	()	())
企業向け	()	())
その他	()	())
合 計	()	())
参考事項				

注1~7 (略)

- 8 従量制及び定額制に係るFTTHアクセスサービスからの接続に対応したインターネット接続サービスの契約数等を「参考事項」の項にFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者別に記載すること。
- 9 注 5 <u>及び注 8</u> に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項 にその内容を記載すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4~6 (略)

様式第7 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

プラン別契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 インターネット接続サービス

事業者名

プラン	固定通信向け		移動通信向け
従 量 制	()	()
定額制	()	()
企業向け	()	()
その他	()	()
合 計	()	()
参考事項			

注1~7 (略)

- <u>8</u> 注 5 に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8~15 (略)

様式第15の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

種	別	事	業	者	名	契	約	数
携帯電話に	係るもの							
PHSに	系るもの							
BWAアクセスサー	ビスに係るもの							
参考	事 項		_	_				

注1 (略)

- 2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの<u>事業者名別契約数</u>を記載すること。また、 一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載する こと。
- 3 (略)
- 4 記載する事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- <u>5</u> 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8~15 (略)

様式第15の2 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告

契約数等

年 月 日現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス

事業者名

種	別	事	業	者	名	契	約	数
携帯電話に	任係るもの							
РНЅК	係るもの							
BWAアクセスサ	ービスに係るもの							
参考	事 項				-			

注1 (略)

- 2 「契約数」の欄には、左欄に掲げる種別ごとの<u>合計数</u>を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
 - 3 (略)
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 16~20 (略)

様式第20の2 (第2条の2第1項関係)

一契約当たりの通信量等報告

年 月分

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

- 1-7K H H
<u>件数</u>

- 注1 「件数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス(通信モジュール向けに提供 されるものを除く。)の契約数(仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者 のものを除く。)について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ご とに記載すること。
 - 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 16~20 (略)

様式第20の3 (第2条の2第2項関係)

料金に関する契約状況報告

年 月 日現在

サービスの種類 三・九世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

	<u>- </u>
<u>プラン</u>	契約数
従量制	
定額制	
<u>○GB上限</u>	
上限なし	
参考事項	

- 注1 「プラン」の欄には、自らが設定する三・九世代携帯電話アクセスサービス(通信モジュール向けに提供されるものを除く。)に係る料金プランについて、従量制及び定額制の別並びに一契約当たりの一月に利用される通信量の上限に応じて設定された料金区分を記載すること。
 - 2 「契約数」の欄には、三・九世代携帯電話アクセスサービス(通信モジュール向けに提供されるものを除く。)の契約数(仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。)について、プランの区分ごとに記載すること。
 - 3 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 21~23 (略)

様式第23の2 (第4条の2関係)

契約代理業者への支払金支出状況報告

年度第 四半期

事業者名

		ず未行石
支出月	契約代理業者へ	の支払金支出額
<u>ХШЛ</u>		販売奨励金支出額
参考事項		

- 注1 「契約代理業者への支払金支出額」の欄に記載する金額は、契約代理業者への支払金支 出額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合にお いて、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。
 - 2 「販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「契約代理業者への支払金支出額」のうち、 契約代理業者による電気通信役務の提供に関する契約の代理等又は端末設備の販売等に応 じて支払う額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この 場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。
 - 3 1月から3月までの四半期に係る報告にあつては、当該四半期を含む報告年度に係る全 ての支出月の「契約代理業者への支払金支出額」及び「販売奨励金支出額」の合計額について、「参考事項」の項にその額を記載すること。
 - <u>4</u> 注3に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容 を記載すること。
 - <u>5</u> 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第24~27の3 (略)

様式第28(第8条関係)

第1表・第2表 (略)

第3表

電気通信番号の使用状況報告(電気通信事業者間移転番号)

年4月1日から 年3月31日まで

事業者名

 番号ポータビリティに係るポートイン数
 番号ポータビリティに係るポートアウト数

- 注1 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号について記載すること。
 - 2 「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系 伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの電 気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信 事業者へ変更した数を記載すること。
 - 3 「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末 系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はPHSの 電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通 信事業者へ変更した数を記載すること。
 - 4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第24~27の3 (略)

様式第28(第8条関係)

第1表・第2表 (略)

様式第 29 (略)

様式第 30 (第 10 条関係)

SIMロック解除状況報告

年月日から年月日まで

事業者名

発売した移動端末設備の種別数		
	S I Mロックが設定	
	されていないもの	
	SIMロックの解除	
	に対応しているもの	
SIMロックを解除した数		
参考	等事項	

- 注1 「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・PHSアクセスサービス(PHSに係るものを除く。)に係る移動端末設備の種類の数を記載すること。
- 2 「SIMロックが設定されていないもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、発売時からSIMロックが設定されていないものを記載すること。
- 3 「SIMロックの解除に対応しているもの」の項については、「発売した移動端末設備の 種別数」のうち、電気通信事業者が利用者の求めに応じSIMロックを解除することとし ているものを記載すること。
- 4 「SIMロックを解除した数」の項については、報告対象期間中に電気通信事業者が利用者の求めに応じSIMロックを解除した数を記載すること。
- 5 <u>SIMロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」</u> の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。
- <u>6</u> 注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容 を記載すること。
- <u>7</u> 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第 29 (略)

宝 宝

条の二及び第十条の規定については、報告期限が平成二十七年七月一日以降である報告から適用する。この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十七年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第二